

# 令和6年度の保育園等入園申請に係る注意事項

## ★就労証明書について

押印は不要です。町のホームページでもデータ（Excel）をダウンロードできるようにしておりますのでご活用ください。「就労以外で保育を必要とする理由書」の押印も廃止となっております。

## ★調査票の通勤時間欄について

就労証明書の様式変更に伴い、調査資料に通勤時間の欄を設けておりますので必ず記入をお願いいたします。

## ★求職活動の認定について

起業準備等を除きハローワークへの登録を必須要件とします。また、原則認定から90日までですが、状況によっては年度内に再認定もありますのでご相談ください。

## ★希望する施設名について

在園児については、第1希望のみでも可とします。新規の入園希望者（在園児の兄弟も含む）については、必ず第3希望まで記入してください。

※一次選考でも第1希望園が利用定員を超えた場合は調整を行います。確実に希望園に入園できるお約束はできかねますのでご了承ください。

## ★保育園入園希望者の誓約書について

幼児教育・保育の無償化に伴い、私立保育園の3歳児クラス以上（年度当初に3歳から5歳）の子どものみの場合は町からの徴収がないため不要ですが、0歳から2歳児クラスの子どもがいる場合は保育料の徴収があるため必要です。

ただし、公立保育園については副食費等の徴収を行うため全世帯必要です。

また、保証人2人はそれぞれ別世帯で、保護者とも別の世帯（住所）の方でお願いします。

## ★感染対策について

就労証明（自営・農業等）や求職活動等で民生委員の意見や証明が必要な場合は、必ず事前に電話をして日程調整後、民生委員のお宅に伺っていただくことになっております。訪問する際はマスクの着用や手指の消毒など感染予防に努めてください。体調がすぐれない場合は無理をせず再度日程調整をお願いします。書類提出時も同様のご配慮をお願いいたします。

## ★その他

お手元にはない様式がある場合は、福祉保険課の開所時間内においてお渡しできます。

なお、町のホームページからもダウンロードできます。